

2016年度点検・評価シート

I 評価項目・担当部局

対象部局	統括：大学自己点検・評価委員会	担当：全学人事委員会、学務部、全学FD委員会
評価基準3	教員・教員組織 【自己評定：B】	
点検・評価項目(1)	3-1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。【全学人事委員会】	
評価の視点	教員に求める能力・資質等の明確化	
	教員構成の明確化	
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	
点検・評価項目(2)	3-2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。【全学人事委員会】	
評価の視点	編制方針に沿った教員組織の整備	
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	
	【院】研究科担当教員の資格の明確化と適正配置	
点検・評価項目(3)	3-3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。【全学人事委員会】	
評価の視点	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	
	規程等に従った適切な教員人事	
点検・評価項目(4)	3-4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	
評価の視点	教員の教育研究活動等の評価の実施【全学人事委員会】	
	教育活動・研究活動等の業績の公表状況【学務部】	
	ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性【全学FD委員会】	
点検・評価項目(5)	3-5 教員組織の適切性について定期的に検証を行っているか。	
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	

II 点検・評価

【点検・評価項目ごとの現状説明】

3-1	<p>本学は、「学校法人大東文化学園職員任免規則」に基づき、大学の「教員選考基準」において、学部・大学院・法務研究科・国際交流センターの教員（教授・准教授・講師・助教・研究助手・特任教員・非常勤講師等）の資格に関し、必要な事項を定めている(A3-1、A3-2)。</p> <p>例えば、教員選考基準第3条において、本学の教員になることができる者の要件を明記したうえで、教授の資格について、同第4条で「博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者」など8つの要件を定めている。他の職位についても同様である。</p> <p>また、2016年1月には、「大東文化大学専任教員就業規則」を制定し、専任教員の採用や昇格の手続きなどを明文化した(B3-1)。</p> <p>特任教員については、2015年1月に「大東文化大学特任教員就業規則」を制定した(B3-2)。</p> <p>2013年度には、教員選考基準を基に、自己点検・評価基本事項検討委員会での議論を経て、大学として、また学部・研究科として、「求める教員像・教員組織の編制方針」を定め、ホームページ等で公表している(B3-3)。</p> <p>大学の求める教員像・教員組織の編制方針は、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">大学の求める教員像・教員組織の編制方針</p> <p><基本方針></p> <p>本学は、教育研究上の目的を達成するために、大学設置基準に沿って、学園規則で教員選考基準を定め、「人格が高潔で、学校教育に関し高い見識を持ち、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」（「教員選考基準」第3条）を本学の教員とするとしている。</p> <p>大学として求める教員像・教員組織の編制方針は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の求める教員像 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大東文化大学の理念と目的を理解し、高い倫理観と使命感をもって教育研究に専心する。 (2) 所属する学部学科・研究科の教育目的を理解し、その達成のために真摯に努力する。 (3) 学生の人格を尊重し、その信頼に応えるとともに、学生の自発的な学習を促し積極的な学習支援を行う。 (4) 教育力を向上させるために授業内容・方法の不断の検証と改善に努める。 (5) 本学が研究倫理について定めた「大東文化大学学術研究行動憲章」「大東文化大学研究倫理指針」等を遵守しつつ、自己の専門分野を究め、学問の発展に貢献する。
-----	--

	<p>(6) 自己の専門的な学識と経験をもって社会貢献・国際貢献に積極的に参画する。</p> <p>2. 教員組織の編制方針</p> <p>本学は、教育研究上の目的を達成するために、学生/教員比率（S T比）、教員の年齢構成、教員の男女比率、外国人教員の比率等に配慮しつつ、適切な教員組織の編制に努める。また、学園規則に定める教員選考基準を踏まえ、学部ごとに、法務研究科においては研究科独自に定めた教員の募集・採用・昇格に関する内規に沿って、公平性と透明性に則った適切な人事に努める。</p> <p>法務研究科を除く大学院研究科の教員人事に関しては、全員が学部所属の教員であるため、大学院の専門性を考慮しつつ各学部教授会において人事を行う。</p> <p>全学共通科目を担当する教員の採用人事については、全学共通科目を統括する東松山キャンパス運営委員会が、当該教員が所属する予定の学部と協議のうえ発議し、学部教授会の承認を得るものとする。</p> <p>国際交流センター所属の教員は、センター管理委員会が資格審査を行い、同管理委員会の議を経て、学長の承認に基づき、大東文化学園理事長が委嘱する。</p> <p>東洋研究所と書道研究所の専任研究員は、それぞれの管理委員会の議を経て、学長の承認に基づき、大東文化学園理事長が委嘱する。</p> <p>法務研究科の人事は、研究科教授会で承認を得た後、研究科委員長会議での協議を経て、大学院評議会の承認を受ける。</p> <p>上記の教員人事はすべて、大学評議会および大学院評議会の承認を経て、学園理事会において最終決定を行う。</p> <p>3. 教員の資質向上のための取り組み、教員組織の適切性の検証</p> <p>教員の資質向上のための取り組みは、教員個人の不断努力とともに、「大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」規程に基づいて、学生による授業評価、FD 活動等を通じて行われる。</p> <p>教員組織の適切性については、大学が毎年度実施する自己点検・評価で定期的に検証する。</p> <p>組織的な教育を推進するために、学士課程では学部教授会、学科協議会、東松山キャンパス運営委員会等が役割を分担し、責任の所在を明らかにしている(A3-3 第 11 条、B3-4、B3-6)。また、必要に応じて学部教授会に教務委員会やカリキュラム委員会等が、東松山キャンパス運営委員会に教務部会、学生支援部会、環境整備部会が置かれている。大学院研究科については、研究科委員会、専攻協議会等が役割分担と責任の所在を明確にし、組織的な教育を行っている(B3-24、B3-25)。</p> <p>各学部・研究科の教員組織編制の基本方針は、以下のとおりである。学部・研究科の求める教員像、また学科・専攻ごとに定めた編制方針および求める教員像については、別添資料に示す(B3-5)。</p>
3-2	<p>本学の教育課程の専任教員は全員、法務研究科を除いて、学部（一部は国際交流センター、東洋研究所、書道研究所）に所属しており、教員の採用人事等は学部単位で行われる(A3-1、A3-2、A3-4-1～A3-4-19)。</p> <p>各学部の教員組織は、いずれも大学設置基準に定められた専任教員数を満たしている。2016年5月1日現在、専任教員数345人、そのうち全学共通科目（教養教育・基礎教育）および基礎教育としての外国語教育担当教員（以下、「全学共通科目等担当」という）が89人ある(d1-表2)。</p> <p>学部が必要とする教員の数と専門領域については、毎年度、学部教授会から人事計画が大学評議会を経て大東文化学園理事会に提出され、理事会での審議を経て最終決定される。</p> <p>教員の配置は、学部および研究科の編制方針に則って行われ、授業科目と担当教員の整合性については、学部、研究科内に設けられた教務委員会等により点検が行われる。</p> <p>教員1人当たりの学生数は、大学基礎データ表2のとおりである(d1-表2)。</p> <p>研究科担当教員は、先述したように全員が学部所属教員であるが、各研究科委員会において担当資格を審査し、適正な配置が行われている。</p> <p>教員構成については、2010年度に受審した大学評価（認証評価）において、女性教員と外国人教員の比率が全体的に低いとの指摘があり、とりわけ年齢構成では61歳以上の教員の比率が高いため改善が望まれるとの助言が付された。このことについては該当する学部で改善に努めているが、今なお年齢構成と男女比率に偏りがあり、外国人教員の比率も高いとは言えない。2016年度の全学の数値は以下のとおりである。</p> <p>東洋研究所、書道研究所、国際交流センター所属の教員を含めた全体（345人）の年齢構成：61歳以上31.3%、51歳～60歳29.6%、41歳～50歳25.2%、31歳～40歳13.3%、30歳以下0.6%（助手は年齢構成に含めない）(B3-26 d2-表5)。全体に占める女性教員の割合：21.7%、外国人教員の割合：5.5%（特任教員は含める。助手は含めない）(B3-26 d2-表4)。</p> <p>以下、全学共通科目等担当教員の人事を発議する東松山キャンパス運営委員会、国際交流センター、大学附置研究所、学部、研究科の教員組織の整備状況について、現状を説明する。</p>
3-3	<p>教員の募集・採用・昇格については、大学設置基準の定めに基づき、「大東文化学園職員任免規則」に基づいて、学部・大学院・法務研究科・大学附置研究所・国際交流センターの「教員選考基準」を大学規程に定め、本学の教員となること</p>

	<p>ができる者の要件、教授・准教授・講師等の資格を明文化し、それに基づいて適切に行っている(A3-1、A3-2)。さらに、「大東文化大学専任教員就業規則」を新たに制定し(2016年1月)、専任教員の採用や昇格の手続きなどを明文化した(B3-1)。学部、法務研究科、大学附置研究所、国際交流センター等では、教員選考基準に準拠して独自に内規を定め、内規に則って募集・採用・昇格が行われている(A3-4-1～A3-4-17、A3-8、A3-9、A3-10)。</p> <p>採用人事計画は、学部教授会、大学附置研究所等の管理委員会で審議し、学部長会議、大学評議会等を経て、学園理事会で正式決定される(B3-23)。採用・昇格についても、教員選考基準、内規に則って選考・審査を行い、専任教員以外は常務審議会、専任教員は理事会で正式決定される。</p> <p>学部にも所属する全学共通科目等担当教員の採用人事は、東松山キャンパス運営委員会と所属先の教授会で事前協議を行い、人事計画を策定する(B3-11)。</p> <p>また、期間の定めのある特任教員、客員教員および助教については、全学的な基準として特任教員就業規則、客員教員任用基準、助教規程を制定し、それに基づいて任用が行われている(B3-2、A3-6、A-3-7)。</p> <p>教員の募集・採用・昇格を審議する学部教授会は、教授会構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、人事に関する提案は出席者の3分の2以上の同意をもって承認される(A3-3 第11条の5第1項および第11条の6)。</p> <p>以上のように、教員の募集・採用・昇格はすべて、明文化した規程と手続きに基づいて、適切に行われている。</p>
3-4	<p>専任教員の教育研究活動については、2011年度から導入した「教育研究業績システム」により、教育研究業績を大学ホームページで公表することを義務づけている(A3-12、B3-13)。公表される情報は、専門分野、発表した著書・論文等、教育上の能力、職務上の実績、社会における活動などである。教員は随時、自身の教育研究業績をWeb入力して情報を更新することができる。全教員361人(法人出向の2名を含む)のうち、ホームページ上に業績を公表している教員は、340人(94.2%)である(2016年5月1日現在)。</p> <p>また、教育研究業績は、昇格審査の際の重要な資料として、各学部が定める人事に関する内規に基準が明記されている。教員の教育活動の評価は、毎年度の学生による授業評価アンケートで行われているが(B3-12)、無記名によるアンケートのため、1科目における対象人数が少ない大学院研究科の授業科目においては実施されていない。</p> <p>教員の業績評価は、一般的に、研究業績に重きを置く傾向が強かったが、近年では教育業績が重視されており、本学でも教科書作成や授業改善等の実践を積極的に評価するようになってきている。</p> <p>授業方法の改善等を主眼とするFD活動については、第4章3節で詳述するが、本学では全学FDフォーラムのほか、学部・研究科でも独自の取り組みが行われている。</p> <p>新任の専任教員には、『大東文化大学教育職員ハンドブック《専任・特任・助教用》』(総合企画課・総務課・人事課・学務課・学部事務室共同制作。2016年度版で75ページ)を作成して配布している(B3-14)。学園の沿革、学士課程教育に関する基本方針(3つのポリシー)、学務・教務に関する諸情報(授業運営、学生サポート、研究助成等)、コンプライアンス推進(ハラスメント防止、個人情報保護、公益通報等)などがその内容である。</p> <p>授業方法等の改善を目的とした研修会は教員を対象に実施しているが、新任教員研修会や教員の社会貢献、管理業務等に関する資質向上を図るための研修会等は、大学全体の取り組みとして組織的・恒常的には実施していない。</p>
3-5	

【効果が上がっている事項】

3-1	大学として、学部・研究科として、求める教員像・教員組織の編制方針を明文化している。
3-2	それに基づいて教員組織が編制されている(d1-表2)。
3-3	教員の募集・採用・昇格は、明確な規程と手続きに則って行われている(A3-4-1～A3-4-19)。
3-4	教員採用人事計画についても、各段階の会議体での審議を経て理事会で最終決定するという手続きが確立されている(A3-2)。
3-5	

【改善すべき事項】

3-1	
3-2	全学的に見て、専任教員の年齢構成において61歳以上の構成比が高く、改善の余地がある。男女比・外国人教員比率についても同様である(B3-26 d2-表4、表5)。
3-3	
3-4	教員の資質向上のための取り組みが不十分である。
3-5	

本項目の根拠資料(データ類、裏付けとなる資料)

A3-1	学校法人大東文化学園職員任免規則
A3-2	教員選考基準
A3-3	大東文化大学学則 《既出》A1-1

A3-4-1	大東文化大学文学部教員選考規程 日本文学科教員選考基準に関する内規 日本文学科（東松山英語部会・外国語部会）教員選考基準に関する内規 中国学科教員選考内規 英米文学科教員選考基準（内規） 英米文学科内規の適用範囲と業績の内容に関する細則 教育学科教員の採用、昇任に関する内規 書道学科教員選考内規
A3-4-2	大東文化大学経済学部教員選考審査規程
A3-4-3	外国語学部教員選考規程及び内規
A3-4-4	法学部教員選考規程 法学部人事選考規程における「実務経験」の適用範囲について
A3-4-5	大東文化大学国際関係学部人事に関する内規 大東文化大学国際関係学部人事に関する内規細則（1） 大東文化大学国際関係学部人事に関する内規細則（2） 大東文化大学国際関係学部人事に関する内規細則（3） 国際関係学部人事委員会委員選出要領 大東文化大学国際関係学部客員教員人事に関する内規施行細則
A3-4-6	経営学部教員選考規程
A3-4-7	環境創造学部・学部内規 大東文化大学・環境創造学部・新任教員選考に関する内規 大東文化大学・環境創造学部・再任審査に関する内規 大東文化大学・環境創造学部・昇任審査に関する内規 大東文化大学・環境創造学部・新任教員選考、再任審査及び昇任審査に関する内規細則
A3-4-8	大東文化大学スポーツ・健康科学部教員選考規程 スポーツ科学科教員選考基準に関する内規 健康科学科教員選考基準に関する内規
A3-4-9	大東文化大学大学院文学研究科担当教員選考規程
A3-4-10	大東文化大学大学院経済学研究科の授業科目担任に関する規程
A3-4-11	大学院法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続きに関する内規
A3-4-12	外国語学研究科授業担当教員の選考に関する基準
A3-4-13	アジア地域研究科委員長・選任主任の選出に関する内規 大学院アジア地域研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続きに関する内規
A3-4-14	大学院経営学研究科経営学専攻の科目担当運営内規
A3-4-15	大学院スポーツ・健康科学研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の専攻手続きに関する内規
A3-4-16	大東文化大学法務研究科教員選考基準及び教員選考手続きに関する内規 研究者教授の選考基準（細則）、実務家教授の選考基準（細則）
A3-4-17	大東文化大学国際交流センター規程
A3-4-18	大東文化大学東洋研究所規程 <既出>A1-4
A3-4-19	大東文化大学書道研究所規程 <既出>A1-5
A3-5	大東文化大学東洋研究所所報No.63、64 <既出>A1-18
A3-6	大東文化大学客員教員任用基準
A3-7	大東文化大学助教規程
A3-8	大東文化大学東洋研究所専任研究員選考人事に関する内規
A3-9	大東文化大学書道研究所専任研究員選考内規 大東文化大学書道研究所研究員採用手続内規
A3-10	大東文化大学国際交流センター教員選考審査規程 国際交流センター任期付教員資格審査基準
A3-11	全学教員人事委員会規程
A3-12	専任教員の教育・研究業績（CD-R）
B3-1	大東文化大学専任教員就業規則
B3-2	大東文化大学特任教員就業規則
B3-3	大東文化大学ホームページ大東文化大学の基準別基本方針 http://www.daito.ac.jp/information/about/basicpolicy.html

<既出>B1-5 B3-4 学科協議会規程 B3-5 学部・学科、研究科・専攻の求める教員像及び教員組織の編成方針 B3-6 大東文化大学東松山キャンパス運営委員会規程 B3-11 学部長会議申し合わせ事項「全学対応教員（基礎教育科目）について」平成20年6月2日 B3-12 学生による授業評価アンケートと大学教育 2015年度 B3-13 大東文化大学ホームページ 教員情報 http://gyouseki.jm.daito.ac.jp/dbuhp/KgApp B3-14 大東文化大学教育職員ハンドブック<専任・特任・助教用> 大東文化大学教育職員ハンドブック<非常勤講師用> B3-21 大東文化大学ホームページ（自己点検・評価活動） http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html <既出>B1-16 B3-24 大東文化大学大学院教員及び研究科委員会規程 B3-25 大東文化大学大学院専攻協議会規程 B3-26 大学データ集 <既出>B1-22 <大学基礎データ> d1-表2 全学の教員組織 【追加資料】	
---	--

Ⅲ【達成目標】 目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの	評価					
			2014	2015	2016	2017	2018	
中期目標 (2014～ 2018)	[全学人事委員会] 3-2 ・教員の年齢構成、男女比率、 外国人教員比率の改善	・年齢構成については、大学基準協会の 指標に準拠して、30歳から10歳ご との各年代の比率がそれぞれ30%を 超えない水準になっている。男女比率、 外国人教員比率については、2013年 度を基準として数値が改善されている。	→			C		
	[全学人事委員会] 3-4 ・教員の教育研究活動について 適切な評価制度を構築する。	・教育研究活動を評価するための合理的 な制度を設計し、大学評議会等の承認 を得ている。	→			S		
	[全学FD委員会] 3-4 ・教員を対象とした研修等のFD 活動が組織的、恒常的に行われて いる。	・報告書等で実施状況が確認できる。	→			C		
14年度 目標	[学務課] 3-2 ・教員の年齢構成、男女比率、 外国人教員の比率について点検 し、基準協会に提出する「改善報 告書」に将来計画を記載する。	・左記の計画が「改善報告書」に盛り込 まれている。	→	B				
	[学務課] 3-4 ・大学として、または学部学科 として、教員の教育研究活動の適 切な評価のあり方について、議論 を開始する。	・議事録等で議論の開始が確認できる。	→	C				
	[全学FD委員会] 3-4 ・教員を対象とした研修のあり 方の検討を始める。	・左記のことが学部長会議等で確認され る。	→	C				
15年度	3-2 ・教員の年齢構成、男女比率、	・左記の委員会が設置される。		S				

目標	外国人教員の比率等について、全学的視点から検討を行う「全学人事委員会」を設置する。	
	〔全学FD委員会〕 3-4・部局のFD活動と全学のFD活動を結び付けるため、部局のFD委員会委員を全学FD委員会委員として選出してもらおう。	・左記のことが実施される。
16年度 目標	〔全学人事委員会〕 教員の年齢構成、男女比率、外国人教員の比率等について、データの分析を行う。	・左記のことが実施される。
	〔全学FD委員会〕 3-4・部局におけるFD活動と全学的なFD活動を関連づけた研究会の内容を検討する。	・左記のことが実施される。

	S			
		C		
		C		